

平成20年11月7日

消 防 庁

消防用ホースに係る個別検定時の不正行為への対応

消防用ホースについては、消防法に基づく検定が行われているところですが、芦森工業株式会社が個別検定時に不正行為を行っていたことを踏まえ、検定業務を実施している日本消防検定協会に対し、原因の究明とその再発防止策等の検討を指示していたところです。

今般、同協会から中間的なとりまとめの報告がありました(別添参照)。

消防庁では、不正の再発防止策、流通しているホースへの対応策に関し、定期的に同協会から報告を求めるなど進捗状況を監視してまいります。

【連絡先】

消防庁予防課 渡辺(剛)、加藤

電話 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

消防用ホースに係る個別検定時の不正行為への対応について

日本消防検定協会では、芦森工業株式会社による消防用ホースに係る個別検定時の不正行為について、その原因の究明と、再発防止策の検討を進めてきましたが、今般これを中間的にとりまとめましたので、下記のとおり公表いたします。

1 原因の究明について

(1) 芦森工業㈱における不正行為について

- ① 水圧試験等（別紙の手順⑥）に供する消防用ホースについて、検定員がホース抜取表により特定（手順④）したものと違うものを抜取り。
- ② ホース内張りに係る試験（手順③）において、定められたホースから試料を作製せず、検定員が水圧試験等（手順⑥）の作業中に、従業員があらかじめ用意しておいた別のものとすり替え。

(2) 当協会における実態について

- ① 自ら処理すべき検定作業の一部を従業員に行わせる等、一定時間で多量の検査を処理していく中で、検定作業に丁寧さを欠いていたこと。
- ② 検定方法の具体的運用が現場任せであったこと。

2 再発防止策について

上記を踏まえ、その再発防止策を下記のとおり講じるとともに、その取組みを引き続き推進することとしている。

(1) 試料のすり替え防止策の強化徹底

- ① 抜き取ったホースや作製した試料へのマーキングの徹底
- ② 個別検定管理用チェックリストを用いた検定方法の徹底

(2) 検定員による監視の強化徹底

- ① 検定員の複数体制の確保
- ② 検定員によるホース及び試料の継続的な監視の徹底

(3) 監査体制の構築

- ① 検定業務の実施状況を管理するために、新たに「業務管理室」を設置
- ② 検定員が行う個別検定への抜き打ち確認検査の実施
- ③ 個別検定後に管理用チェックリストの報告等により実施状況を管理

(4) 研修の徹底

- ① 個別検定実施要領の作成、検定細則等の改正を含む再発防止策の徹底
- ② 関連規程等の順守と職員倫理の周知徹底

3 流通品等への対応策

(1) 芦森工業㈱に対して採った措置

10月8日に採った措置(①事実確認及び再発防止策の文書による報告、②個別検定の受検の停止、③在庫品等の販売の停止)に加え、次の措置を講ずるよう強く求めた。

- ① 不正が行われた間のホースについて、芦森工業(株)の責任において安全確認を実施すること。特に、不正行為が行われた疑いの強いものは、全数を対象とすること。
この場合において、不良品は回収・交換すること。
- ② また、安全確認の実施方法、実施結果等については、順次報告すること。

(2) 当協会の対応

当協会は、芦森工業㈱の行う上記の安全確認の状況をチェックするとともに、必要に応じ協力する。

消防用ホースに係る個別検定の手順（概略）

（芦森工業(株)における手順）

A

事務所

ホース
置場

1. 検定員がホース抜取表を作成。（事務所）
（概ね1回につき3千～6千本受検。ホース千本当たり、水圧試験等にあつては13～50本、ホース内張りに係る試験にあつては1～2本を抜取り。）
2. 抜取表によりホースを特定し、抜取りを実施。（ホース置場）*



B

水圧
試験場

3. 抜き取ったホースを用いて水圧試験等を実施。（水圧試験場）



C

試料
作製室

物性
試験場所

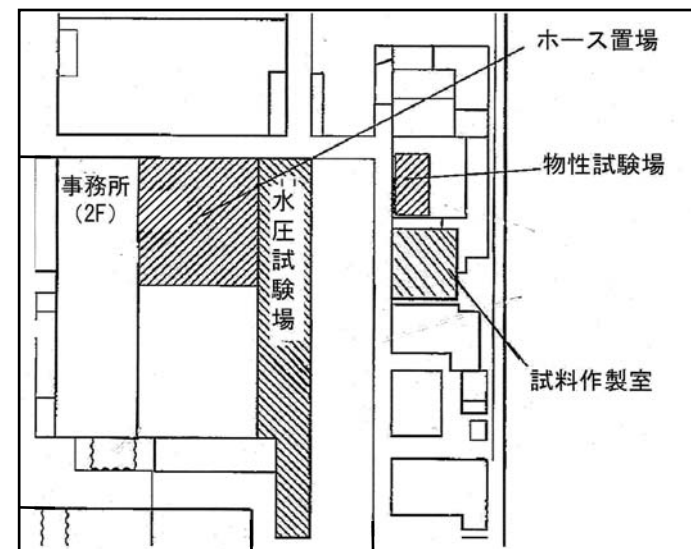
4. ①で抜き取ったホースの一部について、その端部を切り取り、一定の形状に加工。（試料作製室）*
5. ホース内張りに係る試験を実施。（物性試験場）



D

ホース
置場

6. 検定が合格の場合、受検ホースすべてに合格した旨の表示の刷り込み。（ホース置場）



芦森工業の工場配置図

* 上記2及び4において、不正行為が行われたもの